## ◎新潟県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 当間土市停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市伊達甲1719番15から	新	8.1~27.4メートル	272.1メートル
同市伊達甲 176 番 1	旧	8.1~27.4メートル	274.6メートル

## 備考 路線の重用

一部区間一般国道117号と重用